

11月NEWS

(1) 税務情報

年末調整の時期が近づいて参りましたが、生命保険料などの控除証明書などはしっかり保管されていますでしょうか？確定申告される方も今の時期には控除証明書がお手元に届いているはずですので、無くさないようご注意ください。

さて今回は、本年分の年末調整から始まりました“控除証明書の電子的交付”の概要についてお知らせ致します。

生命保険や地震保険などに加入されている方は、毎年10月~11月頃に控除証明書という書類がお手元に届くと思います。その証明書は年末調整や確定申告をする際に無くしてはならないもののため、本来は無くさないよう保管しなくてはなりません。ただ、実際に使用(提出)するまでに年末調整まで約1か月、確定申告まで約4か月保管しなくてはならず、いざ提出しようとした際に見つからず再発行をされる方も例年いらっしゃるかと思います。

そんな時に役に立つであろう事が期待されるのが今回ご紹介する“控除証明書の電子交付”です。

今回の年末調整では、

- ① 国税庁が運営するe-Tax(国税電子申告・納税システム)に登録
- ② 保険会社等からメールで送られてくる電子的控除証明書等を一定の方法で印刷

と、どのみち印刷しなくてはならず、再発行した場合しかメリットがありません。

来年の確定申告(平成30年分)からは、e-Taxで申告をする場合に限り、電子的控除証明書等を添付して送信することができます。

ただ、平成32年(2020年)の年末調整の際に給与所得者の保険料控除証明書を給与支払者に電子的に提出する場合は、電子的控除証明書等を添付して提出できるようになる事が既に決定しており、それに合わせて住宅ローン控除申告書・住宅ローン控除証明書(年末残高証明書)も電子的控除証明書等を同様に提出する事ができるようになると、今年の税制改正大綱で公表されました。

今すぐに便利になる方は少ないかもしれませんが、来年の年末調整や確定申告でいざという時に役に立つ可能性は十分に考えられますので、契約している保険会社からのメールの貰い方や電子的控除証明書の発行の流れを予め知っておくと良いかもしれません。

(2) 11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
11月12日	10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月30日	9月決算法人の確定申告
11月30日	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
11月30日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
11月30日	3月決算法人の中間申告
11月30日	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人の3月ごとの中間申告
11月30日	消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

朝晩の冷え込みから、秋の訪れを感じるようになって参りました。師走の忙しさはすぐそこまで来ていますが、くれぐれも体調を崩さないようご自愛ください。

担当 東京：鈴木